

# 福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」 着ぐるみ使用規程

## (趣旨)

- 第1条 この規程は、イベント等において福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」の着ぐるみを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 2 使用対象となるイベント等は、うつくしまエコイベント（環境に配慮したとして県が認定したイベント）とする。

## (貸与機関及び貸与物品)

第2条 貸与機関等は以下のとおりとする。

一 福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」の着ぐるみ

機関名	連絡先	貸与物品	数量
福島県 生活環境部 環境共生課	住所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7248 FAX 024-521-7927 メール kyousei@pref.fukushima.lg.jp	・本体 ・リュック式送風機 ・バッテリー4個 (1個約50分稼働) ・バッテリーケース ・充電器 ・収納ケース (約60cm×120cm×55cm)	1式 (14.3Kg (収納ケース除く))

## (使用承認申請)

第3条 物品を使用する者は、貸与機関に物品の在庫状況を確認の上、あらかじめ、物品使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、福島県生活環境部環境共生課（以下「県」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

## (貸与の許可)

- 第4条 県は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、物品の使用を許可する。
- 一 福島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
  - 二 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
  - 三 営利目的の活動に使用するとき。
  - 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - 五 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - 六 その他、県が物品の使用について不相当であると認めるとき。
- 2 前項の許可は、物品使用許可書（様式第2号）をもって行う。

## (物品の受領)

第5条 許可を受けた者は、物品を受け取る時、受領書（様式第3号）を県に提出して物品を受け取る。

## (使用上の遵守事項)

- 第6条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 許可された用途のみに使用すること。
  - 二 許可を受けた者は、物品を県から直接受け取り、直接返納することを原則とする。やむをえず業者等に運搬を依頼する場合、費用は許可を受けた者の負担とする。
  - 三 使用期間を遵守すること。
  - 四 物品返却時には、物品の使用状況がわかる写真等を提出すること。

五 その他、県が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、許可を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(物品の返納)

第8条 許可を受けた者は、許可された使用期間内に、当該物品を県に返納しなければならない。

2 県は、物品の返納を受けたときは、当該物品を検査し、異常を認めないときは許可を受けた者に受領書を返付する。

(原状復帰)

第9条 物品を汚損又は破損した場合は、許可を受けた者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、県が、物品の原状復帰を求めたときは、許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第10条 物品の使用により、許可を受けた者が被った被害に対しては、県は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、物品の取扱いに係る必要な事項は、県が別に定める。

附則

この規程は、平成22年7月1日より施行する。

この規程は、平成26年12月11日より施行する。

この規定は、平成27年11月5日より施行する。

この規定は、令和3年7月15日より施行する。

## 物品使用申請書

令和 年 月 日

福島県環境共生課長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、物品を使用したいので申請します。

### 記

1 借受申請物品

物品名：

数量：

2 使用目的

3 使用場所

4 使用期間

5 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

6 添付書類（使用イベント等の概要がわかるパンフレット、実施要領、予算書等）

7 うつくしまエコイベントの認定状況

認定済み（環境第 号）・ 申請中

様式第2号（第4条関係）

令和 第 年 月 日

様

福島県環境共生課長

物品の使用許可について（回答）

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用用途申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」着ぐるみ使用規程を遵守すること。
- 3 別紙「福島県環境保全キャラクター「エコたん」着ぐるみの使用上の注意」に従って使用すること。

（事務担当 環境共生課 職 氏名 電話 024-521-●●●●）

様式第3号（第5条関係）

## 受領書

令和 年 月 日

福島県環境共生課長

住所  
申請者 氏名（名称及び代表者名）

使用申請した下記の物品について、確かに受け取りました。使用規定を遵守し、許可された使用期間内に、県に返納します。

記

物品名  
数 量